

平成25年度 入札監視委員会議事概要

九州防衛局

開催日及び場所	平成25年12月19日(木) 福岡第2合同庁舎5階 第1会議室	
委員	牧角 龍憲 (大学教授) 松藤 泰典 (大学特任教授) 諏佐 マリ (大学准教授) 清水 秀幸 (公認会計士) 増永 弘 (弁護士)	

I 地方防衛局等が発注する建設工事等に関する審議

審議対象期間	平成25年7月1日 ~ 平成25年9月30日	
審議対象件数	61件	
1. 入札状況について (入札参加資格の設定、指名及び落札者決定の経緯等について)		
抽出件数	4件	(審議概要) 1 建設工事等発注実績について 2 指名停止の措置状況について 3 抽出事案について
建	一般競争 0件	
設	一般競争 (政府調達協定対象外) 1件	
工	指名競争 0件	
事	随意契約 0件	
建設コンサルタント業務等	3件	
	意見・質問	回答
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等	<p>【建設工事等発注実績について】</p> <p style="text-align: center;">特になし</p> <p>【指名停止措置状況について】</p> <p style="text-align: center;">特になし</p> <p>【前回審議の確認】 【九州防衛局内(24補)設備積算技術支援業務】 (簡易公募型プロポーザル方式)</p> <p>・参加業者が1者であったが、設定した業務実績の条件がその要因となったのではないか。</p>	<p style="text-align: center;">回 答</p> <p>・契約実績を確認した結果、条件を有する業者数は約25者で、参加希望者が1者となった直接的な</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>【抽出事案について】</p> <p>○建設工事について</p> <p>1 〔芦屋(25)倉庫新設建築その他工事〕 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <p>・入札・契約状況調書の施工体制評価点欄の0とは何を意味するのか、また表示されていないのはどういうことか。</p> <p>・参加要件のひとつに、「九州防衛局管轄区域内に本支店、営業所があること」とあるが、芦屋は地域的には、山口県にもずいぶん近いようであるが、地域要件を広げる余地はないのか。地域要件の設定にあたっては、基準があるのか。</p> <p>○建設コンサルタント業務等について</p> <p>2 〔高畑山(25)局舎新設等建築設計〕 (簡易公募型プロポーザル方式)</p> <p>・審査表によるとプロポーザル方式で、管理技術者のヒアリングの評価はあるが、企業の技術提案評価がないのはなぜか。</p>	<p>原因とは考えにくいですが、今後の参加条件の設定にあたっては過度の設定とならないよう、条件緩和も検討しつつ競争性の確保に努めていく。</p> <p>・本件は施工体制確認型総合評価方式を適用しており、調査基準価格を下回った者に対しては、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがあることから、追加資料を求め、その内容をヒヤリングし評価点を付与するものであるが、0とはヒアリングの結果、評価点が0点であったことを意味する。なお、資料提出のなかった者の入札については無効とし、評価点は表示しないこととしている。</p> <p>・政府調達協定対象案件等では地域の制限を設けないが、中小企業の受注の機会の確保及び地元企業への配慮もあり、比較的規模が小さい場合には管轄区域内等に地域を設定することもある。</p> <p>・本件は、簡易公募型プロポーザル方式の技術者評価型を適用している。管理技術者の知識等を期待する技術者評価型であることから</p>

	意見・質問	回答
<p>○委員からの意見・質問</p> <p>○それに対する回答等</p>	<p>3 〔佐世保米軍(25)浮棧橋土質等調査〕 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格の設定において、管理技術者の手持ち業務の制限として件数と金額が設けられているが、基準のようなものがあるのか。 ・入札公告に、「(第三者履行確認の義務づけ) 試行対象業務」とあるがどういうものか。 <p>4 〔健軍(24補)発電機室新設等電気その他工事監理業務〕 (一般競争(政府調達協定対象外))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価基準のうち、地域精通度とはどのような評価をするのか。 ・1者の応札金額が予定価格を5割以上超過しているが、どういう理由が考えられるか。 	<p>取組姿勢等についてヒアリングにより評価している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質を確保するための参加資格であり、手持ち業務(500万円以上)の契約金額の合計が4億円未満かつ件数10件未満としている。なお、手持ち業務に当局発注業務で低入札で落札した業務が含まれる場合は、2億円未満かつ5件未満として設定している。 ・業務の品質低下を防ぐための施策で、入札価格が、調査基準価格又は1千万円以下の場合には品質確保基準価格を下回った場合に、第三者による履行確認を義務づけるもので、配置出来ない場合は入札を無効とする、という方式である。 なお、予定価格が500万円以上の測量調査及び土質調査等について試行している。 ・設定した地域内における業務実績を評価している。 ・予定価格の算定根拠については公表しているところであり、積算に不慣れな部分があったのではないかと推測する。

委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
2. 談合疑義案件の処理状況について			
談合疑義件数		0件	(審議概要) 該当案件なし
工事	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
業務	談合情報	0件	
	点検結果疑義	0件	
○委員からの意見・質問 ○それに対する回答等		意見・質問	回答
		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	
3. 入札結果の事後的・分析結果について			
審議概要		<ul style="list-style-type: none"> ・一位不動産の分析 ・順位不動産の分析 ・低入札・不調・不成立事案の分析 ・落札率・応札率の分析 	
○委員からの質問・意見 ○それに対する回答等		意見・質問	回答
		なし	
委員会による意見の具申又は勧告の内容		なし	